

豊田市強度行動障がい支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、強度行動障がい者の安定した地域での生活を支えるため、市内事業所等の専門的知識に基づく支援力の向上を図る豊田市強度行動障がい支援事業について、必要な事項を定める。

(強度行動障がい支援検討会)

第2条 本施策に関する協議の場として強度行動障がい支援検討会（以下、検討会という。）を設置し、運営については別に定める。

(実施事業)

第3条 市は、以下の事業を指定管理業務として社会福祉法人豊田市福祉事業団（以下、事業団という。）に委託して実施する。事業団は、第1項に定める事業について平成27年3月3日付け障発0303第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「強度行動障害支援者養成研修の実施について（運営要領）」に定める居宅介護職員初任者研修等事業を行う者として愛知県から指定を受けて実施する。

(1) 強度行動障がい支援者養成研修事業（法定研修）

- ア 基礎研修
- イ 実践研修

(2) 強度行動障がい専門支援員派遣事業

- ア 訪問型研修事業
- イ 訪問型個別支援事業

(3) その他、検討会が必要と認める事業

(専門支援員)

第4条 前条に定める事業の講師等を担う専門支援員の任免は、検討会が行う。
また、専門支援員の任命期間は、原則、定めのないものとする。

(事務局)

第5条 第3条に定める事業に関する事務を実施する事務局を事業団とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めのない事項は、検討会で定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。